インドネシア産ゲドン種マンゴウ生果実の輸入におけるリスク管理措置の実施体制評価について（概要）

令和８年 11 月６日
植 物 防 疫 課

植物防疫法に基づき輸入を禁止しているインドネシア産マンゴウ生果実に係るインドネシア検疫当局からの輸入解禁要請（1995 年 12 月）に関しては、輸入禁止の理由となっているミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」と言う。）に関するインドネシア側による発生調査及び殺虫試験の結果に基づき、下記1のリスク管理措置の実施を条件として輸入を解禁する方向で検討中。今般、標準的手続（令和５年農林水産省訓令第５号）に基づいて当該措置の実施体制を評価したところ（下記2及び3）、当該体制は適切であるとの結論に至った。

1．我が国が求めるリスク管理措置の主要構成要素

- 日本への輸送手段を貨物（船積又は航空）に限定
- 西ジャワ州産且つゲドン種のマンゴウ以外の混入がないことを確保するため、生産園地を登録及びトレーサビリティを確保
- ミバエ類を確実に殺虫するため、指定蒸熱処理施設において、基準:『①庫内温度を常温から2時間以内に摂氏 48.0 度以上とし、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏 42.0 度に達した後、飽和蒸気により、当該中心部の温度が摂氏 47.5 度に達するまで加熱、②庫内及び生果実の中心部の温度が引き続き当該温度以上で 12 分間保持』に基づく処理
- 消毒された生果実は、蒸熱処理施設と直結した、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められるこん包場所において、ミバエ類の再汚染防止措置がなされた材料にこん包
- 輸出検査において生きたミバエ類が発見された場合は、全ての輸出を停止

2．評価の手段

植物防疫官による現地調査及び書簡による質問に対する回答

3．評価の概要

（1）関係法令及び規則

リスク管理措置に係る関係機関の役割、責任及び手続は、検疫関連法令（Law Number 21 of 2019 concerning Quarantine of Animals, Fish, and Plants）等に規定されている。

（2）行政組織の役割及び責任

日本の国家植物防疫機関（植物防疫課）との合意に基づいてインドネシア国内の関係機関にリスク管理措置を適切に実施させる責任は、インドネシア検疫庁（Indonesian Quarantine Authority（IQA））が負っており、その Central Office は、コンプライアンス及び是正措置の調整と監督並びに技術基準、マニュアル及びリスク分析の開発等を行う。

日本向けマンゴウの生産園地及び集荷施設の登録は、同国農業省の園芸総局が担当し、付される QR コードによりトレーサビリティが確保され、最終的に蒸熱処理施設で基

準に適合したものであることが確認される。蒸熱処理等の検疫措置の実施、事業者への指導・調整等の所掌、輸出検査及び植物検疫証明書の発行は、IQA の Regional Offices が担う。

(3)民間関係者の役割及び能力

集荷施設は、QR コードを活用し登録園地からの生果実のみを受け入れるとともに、選果のマニュアルを整備し、西ジャワ州且つゲドン種以外の混入を防止する。蒸熱処理事業者は、IQA から実施手順書についての講習を受け、適切な実施を監督するための IQA による立会いのもと、手順書に従い処理庫への搬入から蒸熱処理、こん包、出荷まで一連のリスク管理措置を行う。

(4)蒸熱処理施設及びこん包施設の構成

蒸熱処理施設及びこん包施設は、IQA が技術的及び運用上の適合性について確認を行い、登録される。蒸熱処理施設とこん包施設とが一体型の設計となっており、処理庫から直接こん包施設に消毒後の生果実が搬入され、また、こん包施設は出入り口を除き外部への開口部がなく、再汚染防止措置が徹底されている。施設内は監視カメラが設置されており、常時モニターされる。

(5)輸出検査の体制

IQA の検査官は、本件輸出に係る処理手順や検査技術、ミバエ類を含む病害虫の同定及び不適合の管理についての研修を受講することが求められる。検査場所には病害虫の検査・同定のため必要な機材が設置されており、また、生死の判定や同定が困難な場合には、IQA の研究機関(IQA 動物・魚類・植物検疫基準試験センター)に送付され、迅速に判定・同定が行われる体制が構築されている。

4. 結論

インドネシア側におけるリスク管理措置の実施体制は適切である。

以上